

令和7年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招集年月日	令和7年3月4日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時及び宣言	開議 閉会	令和7年3月14日 午後1時30分 令和7年3月14日 午後2時18分			議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒井 明子	○	6	土渕 茂勝	○
	2	古賀 里美	○	7	池田 和幸	○
	3	田村 康	○	8	西原 好文	○
	4	江頭 義彦	○	9	田中 宏之	○
	5	三苫 紀美子	○	10	井上 敏文	○
会議録署名議員	2番	古賀里美	5番	三苫紀美子	6番	土渕茂勝
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	山田 恭輔	○	地域振興課長	宮本 大樹	○
	副町長	山下 宗人	○	基盤整備課長	武富 和隆	○
	教育長	吉田 功	○	会計室長	山崎 久年	○
	総務政策課長	山中 博代	○	こども教育課長兼 学校づくり推進室長	本村 健一郎	○
	町民生活課長	吉原 和彦	○	国スポ推進室長	坂元 弘睦	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和義	○			
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	大島 浩二				
	書記	百武 久美子				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

## ▽令和7年3月14日

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第2号 江北町手話言語条例
- 日程第3 議案第3号 江北町情報コミュニケーション条例
- 日程第4 議案第4号 江北町手話言語条例及び江北町情報コミュニケーション条例の  
制定に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第5 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例
- 日程第6 議案第6号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の  
一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第9 議案第9号 江北町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第11 議案第11号 白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第12 議案第12号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 江北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第14 議案第15号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第16号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補  
正予算（第2号）
- 日程第16 議案第17号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第18号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第19号 令和7年度江北町一般会計予算

- 日程第19 議案第20号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和7年度江北町下水道事業会計予算
- 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 発議第1号 江北町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

---

午後1時30分 開議

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第2回江北町議会定例会会期11日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

皆様に報告いたします。本日は佐賀県聴覚障害者協会の関係の皆さんが傍聴に見えられていることから、議案第2号から議案第4号までの採決の際に、議場内に手話通訳者の配置及び傍聴席への通訳機器の設置についてお願いがっており、これを許可いたしますので、御了承願いたいと思います。

会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますが、ただいま諮問第1号及び発議第1号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題にしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び発議第1号を日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

諮問第1号及び発議第1号を上程いたします。

議案を朗読させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

お疲れさまです。

それでは、今期定例会に追加上程されました議案について朗読いたします。

(朗読省略)

## ○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、諮問第1号の提案理由の説明を求めます。山田町長。

## ○町長（山田恭輔）

それでは、今回追加提案をいたしました議案について御説明を申し上げますが、その前に、本日は午前中、江北小学校の卒業式が執り行われまして、議員の皆さん方にも御出席をいただきありがとうございました。御覧いただいたとおり、大変頼もしい我々江北町の子供たちであったというふうに思っております。これからも皆さん方と一緒に、子供たちの成長をしっかりと支えていきたいというふうに思います。御出席ありがとうございました。

また、先ほど議長から御紹介がありましたけれども、本日は佐賀県聴覚障害者協会の関係者の皆様に傍聴いただいております。この後、今回提案いたしました手話言語条例、また、情報コミュニケーション条例、また、これに伴う整備条例ということで、3件の議案もこの後議決をいただきますけれども、議決いただいた上には、ぜひこの条例つくっただけではなく、やはりそれに魂を込めていくということが大事であろうというふうに思っておりまして、本日傍聴いただいております協会の皆さん方と一緒に、ぜひ障害のあるなし、また、その種類に関係なく、しっかりコミュニケーションが取れていく町にしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、改めて今回追加提案をいたしました諮問第1号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現在の人権擁護委員のうち納塚定生氏の任期が令和7年6月30日で満了することに伴い、同氏を委員候補者として再度推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、経歴の詳細については別紙履歴書のとおりであります。どうぞよろしく願いいたします。

## ○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。発議第1号は会議規則第36条第3項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

## ○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決しました。

それでは、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

### 日程第1 委員長報告

## ○井上敏文議長

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期3日目に各委員会に付託いたしました議件に関し、各委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員会、池田和幸委員長。

## ○池田和幸総務常任委員長

皆さんこんにちは。

それでは、総務常任委員会に付託になりました諸議件と一緒に委員長報告をしまします。

今期3月議会定例会会期3日目の3月6日、私たち総務常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により審査の結果を報告します。

付託事件、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第6号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第7号

江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第9号

江北町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第10号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例、議案第12号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第14号 江北町

の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、議案第15号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第6号）歳入全部、歳出のうち款1. 議会費、款2. 総務費のうち議会事務局、総務政策課、町民生活課所管、款3. 民生費のうち町民生活課所管及びこども教育課所管、款

4. 衛生費のうち町民生活課所管、款9. 消防費、款10. 教育費、款12. 公債費、以上の付託事件について、3月12日、13日の2日間、全委員出席の下、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく、

全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会2日目の13日、委員会で4月から営業を開始されるヤマト運輸と、白石町教育支援

室、B & G全天候広場の3か所を基盤整備課とこども教育課の案内で視察を行いました。

4月から営業を開始されるヤマト運輸は、その進出に伴い、新しく町道となった東分～下惣線に隣接しています。大型車両の出入りや交通量の増加等、心配な面もあります。また、通学路も近くにあるため、担当課は日頃から状況等の確認をお願いしたいと思います。

モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用)これがヤマト運輸の裏のほうから見たモニターです。ここが多分プラットフォームになると思いますけれども、初めてこういう形を見ました。これはまだ営業自体が4月からということで、全部完成しているわけではありませんでしたけれども、それと、この駐車場になっているところが、山下牛舎さんの加工場ができるようになっていくということです。

続きまして、白石教育支援室はコンフォートスペース「あい」として平成23年に開校しています。現在の登録者は小学生1名、中学生9名の10名で、ほかに体験者として4名の生徒がいます。出席の状況は、毎日来る生徒や週1回、月に数回と様々で、生徒の状況に応じて無理のないように指導されています。施設内には食事、読書ができる和室、学習作業をするスペースが確保され、パソコンやタブレットも用意されています。また、卓球台もあり、近くの有明社会体育館でスポーツもできるようです。

活動事例として、受験対策、夏休みの課題、ALTによる英語教育等が行われています。また、水曜日はなるべく学校に行くよう、無理をしない程度の指導をされています。

モニターで、

(パワーポイントを使用)まず入り口です。白石町交流館の2階にあります。右のほうの写真が、正面の事務所から入ったところです。これが和室を設けられていますので、今回、うちの支援センターも和室を造るということです。非常にいいんじゃないかなと思います。

あと、施設にはいろいろ置いてあります。これは2階に上がるところの1階の様です。

7年度に当初予算に計上されている教育支援センターは、郷土資料館に設置が予定されていますが、エアコンの設置等の準備がされておらず、4月からの開所に間に合うのかが不安であります。

また、保護者や生徒へ教育支援センターが設置されること、センターの役割、活動内容等を分かりやすく伝えるよう対応をお願いします。

本日の卒業式で、町長のほうから紹介があったことは非常によかったかなと思っております。

続きまして、全天候スポーツ広場の屋根の軒先の修理が終わったと、前回の委員会の中で説明がありました。現地を確認したところ、修理箇所は北側のみで、南側がまだのようでした。担当課で再度確認をしていただきたいと思います。

ということで、これも写真があります。

(パワーポイントを使用) これは南側の部分です。していないほうです。これを何で残しているのかよく分かりませんでした。こちらも南側のほうです。非常に危ないようになっています。

それと、これは修理ができたほうなんですけれども、やはり、ある程度まださびもありますので、その辺確認をお願いして、事故のないようにしていただきたいと思います。

以上、委員長報告を終わります。

#### ○井上敏文議長

次に、産業厚生常任委員会、土淵茂勝委員長、お願いします。

#### ○土淵茂勝産業厚生常任委員長

皆さんこんにちは、土淵茂勝です。産業厚生委員長報告を行います。

今期、3月議会定例会会期3日目の3月6日、私たち産業厚生常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第2号 江北町手話言語条例、議案第3号 江北町情報コミュニケーション条例、議案第4号 江北町手話言語条例及び江北町情報コミュニケーション条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第11号 白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号 令和6年度江北町一般会計補正予算(第6号)の歳出のうち款2. 総務費のうち地域振興課所管、款3. 民生費のうち健康福祉課所管、款4. 衛生費のうち健康福祉課及び基盤整備課所管、款6. 農林水産業費、款7. 商工費、款8. 土木費、議案第16号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第17号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第18号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算(第3号)、以上の付託事件について、3月12日、13日の2日間にわたり、全委員の出席の下、執行部から関係職員の出席を求め、詳細なる説明を受けました。

付託された議件については、質疑応答を経て、慎重に審査した結果、全議案とも原案どおり異議なく、出席委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会 2 日目、13 日には、当委員会に付託された議案及び関連した議件について、午前 9 時半より所管課職員とともに現地視察を行いました。

最初に、総務常任委員会と合同で、ヤマト運輸佐賀江北営業所の敷地と建屋を視察しました。内容については先ほど総務常任委員長の報告のとおりです。

次に、八町にあります東古川排水施設を視察しました。新年度予算に泥土のしゅんせつ工事費 550 万円が計上されております。予算審議の中で、しゅんせつした泥土を水路ののり面補修のために保管し、必要に応じて利用できるよう対応してほしいとの要望が出されております。委員会では、雨季前にしゅんせつ工事を終えるように求めています。担当課からは、4 月に入り早めに取りかかり、5 月末までには工事を終えるよう計画するとの答弁でした。よろしく願いをいたします。

また、現場視察の際に、しゅんせつ予定箇所の西側に泥土がたまり、ヨシが生えている部分がありました。その箇所については佐賀県の管轄とのことでしたが、町から県にしゅんせつを要請していただくようお願いいたします。

3 か所目は移設が予定されている上小田入り口バス停、4 か所目は、今月末に完成予定の町道門前～畑川線を視察いたしました。

移設後のバス停については、これまであった長椅子や屋根が設置されていません。屋根は雨や日光を遮るため、椅子はバスを待つ高齢者の方には不可欠なものです。いずれも地元の強い要望であるため、設置の検討をお願いいたします。

町道門前～畑川線については、舗装箇所で狭くなっている箇所がありました。引き続き地権者との話を進め、対応をしていただきたいと思います。

最後に、新年度予算で緊急自然災害防止対策事業として工事が計画されている箇所を視察いたしました。

まず 1 か所目は、白木区からの要望により計画されている町道上小田～白木線の路肩補修予定箇所を視察しました。2 か所目は、町道白木～花祭 2 号線で、大雨の際の対策として側溝の設置が予定されている現場を確認いたしました。

以上、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○井上敏文議長

次に、予算特別委員会、池田和幸委員長、報告願います。

#### ○池田和幸予算特別委員長

それでは、予算特別委員会の委員長報告をいたします。

今期3月議会定例会会期3日目の3月6日、私たち予算特別委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第19号 令和7年度江北町一般会計予算、議案第20号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算、議案第21号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計予算、議案第22号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 令和7年度江北町下水道事業会計予算、以上の付託事件について、3月7日、10日、11日の3日間にわたり、全委員出席の下、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第20号、21号、22号、23号は全員賛成、議案第19号は賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

#### ○井上敏文議長

続きまして、義務教育学校に関する特別委員会、田中宏之委員長、御報告願います。

#### ○田中宏之義務教育学校に関する特別委員長

お疲れさまです。

それでは、義務教育学校に関する特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

今議会の初日、令和7年3月4日、吉田教育長は教育課題解決に向けた今後の方針について所信表明をされました。

私どもはそれを受け、今議会8日目の3月11日午後1時30分より、町3役と関係各課の職員に出席を求め、議場において、義務教育学校に関する特別委員会を開催いたしました。当日は、会議規則に定められている時刻をオーバーし、時間延長するほどの白熱した議論が交わされました。

それでは、私の所見も交えてですが報告させていただきます。

初めに、吉田教育長より教育課題解決に向けた今後の方針について、項目ごとに説明がありました。その後、各項目別に質疑応答をいたしました。

まず、学力向上について各委員より質問があり、山田町長、吉田教育長、担当課職員より答弁がありました。

次に、部活動地域移行（子供の居場所づくり）、それから、教育支援センター、最後に、施設老朽化対策についての質疑応答がありました。

一般的に、委員からは異論や方針の見直しの意見が多かったように思います。例えば、学力向上では英語だけに特化し過ぎではないか、英検を受検するかは子供たちの自主性に任せ、強制すべきではない。また、町内の施設を利用し、勉強する場の提供をしてはどうかといった意見がありました。

次に、部活動の地域移行では大町町との連携を計画されていますが、移動手段等をもう少し検討すべきではないか。

それから、教育支援センターの設置では、設置すること自体は反対ではないが、設置場所については反対意見が多くありました。

最後の、施設の老朽化対策については、令和3年に作成された学校改修計画に沿った改修を進めていけば老朽化対策はもっとできていたのではないかと、ここに来てまた修繕の優先順位をつけるのはおかしい。また、何度となくトイレの話が出てくるが、便座自体を変えるとという根本的な改修が必要ではないのか。こういった意見や質疑が矢継ぎ早に出されました。

その都度、山田町長、吉田教育長、そして関係課の職員による答弁がありました。相対的に、委員の納得できるような答弁はなかったように思います。ただ、委員の皆様も、教育課題解決には大いに前向きであられることには間違いありません。

今回の特別委員会では、賛否を採る採決は行いませんでした。教育委員会からの今回の提案は、通常年1回程度しか開催していない総合教育会議を9回も開催し、議論に議論を重ねられたその結果を議会へ報告、提案されたものだと思います。委員の皆様におかれましては納得できないところも多々あることは承知しておりますが、ここはひとまず教育委員会の提案どおり進めてもらい、様子を見るのもよいかと思います。動き出さないと何も始まらないと思います。私自身も教育支援センターの設置場所についてはいかながなものかと思いますが、今現在、不登校の児童・生徒が二十数名いるという現状を鑑み、スピード感を持ってこのことに対処すべきだと思います。まずやってみて、問題や不都合なところが出てくれば、その都度指摘し、改善していけばいいと思います。町も議会も江北町の子供たちの未来については、真剣に取り組んでいると思います。その表れが先日の特別委員会だったと思います。時間を忘れ、真剣に議論できたと思います。

なお、当委員会の存続については、委員会が始まる前に委員から、義務教育学校に関する

特別委員会は今後も必要なのか、そのことを議論すべきではないかという意見もありましたが、そのことについては、今回、最後の議題、義務教育学校化についての今後の取組についてで意見があったように、議会運営委員会で検討し、委員の皆様にはお諮りしたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

**○井上敏文議長**

以上、委員長からの審査報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。  
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

皆様にお知らせします。

ここで、手話通訳者の方が議場に入られます。

**日程第2 議案第2号**

**○井上敏文議長**

日程第2. 議案第2号 江北町手話言語条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第2号 江北町手話言語条例は原案どおり可決と決しました。

**日程第3 議案第3号**

**○井上敏文議長**

日程第3．議案第3号 江北町情報コミュニケーション条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第3号 江北町情報コミュニケーション条例は原案どおり可決と決しました。

**日程第4 議案第4号**

**○井上敏文議長**

日程第4．議案第4号 江北町手話言語条例及び江北町情報コミュニケーション条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第4号 江北町手話言語条例及び江北町情報コミュニケーション条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例は原案どおり可決と決しました。

ここで、手話通訳者の方は退場されます。

**日程第5 議案第5号**

**○井上敏文議長**

日程第5．議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

る条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案どおり可決と決しました。

**日程第6 議案第6号**

**○井上敏文議長**

日程第6. 議案第6号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立多数であります。よって、議案第6号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

**日程第7 議案第7号**

**○井上敏文議長**

日程第7. 議案第7号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第7号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

**日程第8 議案第8号**

**○井上敏文議長**

日程第8. 議案第8号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第8号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

**日程第9 議案第9号**

**○井上敏文議長**

日程第9. 議案第9号 江北町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立多数であります。よって、議案第9号 江北町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

**日程第10 議案第10号**

**○井上敏文議長**

日程第10. 議案第10号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第10号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

**日程第11 議案第11号**

**○井上敏文議長**

日程第11. 議案第11号 白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第11号 白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

**日程第12 議案第12号**

**○井上敏文議長**

日程第12. 議案第12号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第12号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

**日程第13 議案第14号**

**○井上敏文議長**

日程第13. 議案第14号 江北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第14号 江北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については原案どおり可決と決しました。

**日程第14 議案第15号**

**○井上敏文議長**

日程第14. 議案第15号 令和6年度江北町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第15号 令和6年度江北町一般会計補正予算(第6号)は原案どおり可決と決しました。

**日程第15 議案第16号**

**○井上敏文議長**

日程第15. 議案第16号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第16号 令和6年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第2号)は原案どおり可決と決しました。

**日程第16 議案第17号**

**○井上敏文議長**

日程第16. 議案第17号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第17号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案どおり可決と決しました。

**日程第17 議案第18号**

**○井上敏文議長**

日程第17 議案第18号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第18号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算(第3号)は原案どおり可決と決しました。

**日程第18 議案第19号**

**○井上敏文議長**

日程第18. 議案第19号 令和7年度江北町一般会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立多数であります。よって、議案第19号 令和7年度江北町一般会計予算は原案どおり可決と決しました。

**日程第19 議案第20号**

**○井上敏文議長**

日程第19. 議案第20号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第20号 令和7年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算は原案どおり可決と決しました。

**日程第20 議案第21号**

**○井上敏文議長**

日程第20. 議案第21号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第21号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計予算は原案どおり可決と決しました。

**日程第21 議案第22号**

**○井上敏文議長**

日程第21. 議案第22号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第22号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計予算は原案どおり可決と決しました。

#### 日程第22 議案第23号

##### ○井上敏文議長

日程第22. 議案第23号 令和7年度江北町下水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### ○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

##### ○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第23号 令和7年度江北町下水道事業会計予算は原案どおり可決と決しました。

#### 日程第23 諮問第1号

##### ○井上敏文議長

日程第23. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### ○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### ○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

##### ○井上敏文議長

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については原案どおり同意することに決しました。

#### 日程第24 発議第1号

日程第24. 発議第1号 江北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○井上敏文議長

起立全員であります。よって、発議第1号 江北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和7年第2回江北町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和7年第2回江北町議会定例会を閉会いたします。

午後2時18分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月14日

議 長 井 上 敏 文

会議録署名議員 古 賀 里 美

会議録署名議員 三 苫 紀美子

会議録署名議員 土 淵 茂 勝

局 長 大 島 浩 二

書 記 百 武 久美子